「よくあるお問合わせ」

＊ご確認の上、ご不明点があれば実習支援部 相談支援課へご連絡ください。

PDF 内の検索は
キーボードの「Ctrl」と「F」ボタンを同時に押すと検索窓が開きます。

【特定技能】

2026 年 9月 16 日時点

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-1	登録支援機関の支援責任者と支援担当者は常勤職員でないと認められませんか。	支援責任者は、登録支援機関の役職員であれば、常勤でなくてもかまいません。支援責任者が支援担当者を兼任することは可能です。一方、支援担当者は登録支援機関の役職員であり、常勤であることが望まれます。 また、支援担当者は登録支援機関に所属する者の中から選任され、特定技能所属機関毎に 1 名選任するものではありません。基準に適合すれば、支援責任者も支援担当者も複数人の選任が可能です。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅰ 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第 9 章 登録支援機関 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html
2-2	介護分野で受け入れる場合の人数枠について教えてください。	事業所単位で日本人等の常勤の介護職員の総数までの受入れが可能です。 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生、1 号特定技能外国人、EPA 介護福祉士候補者、留学生は含みません。ただし、在留資格「介護」や身分に関する在留資格は常勤職員に含めることができます。 ※建設及び介護以外の分野で特定技能外国人を受け入れる場合の人数枠の制限はありません。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 介護分野 ｜ 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004529.pdf 出入国在留管理庁 ｜ 在留資格「介護」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/nursingcare.html
2-3	建設分野で受け入れる場合の人数枠について教えてください。	常勤職員の総数までの受入れが可能です。 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生、1 号特定技能外国人を含みません。 ※建設及び介護以外の分野で特定技能外国人を受け入れる場合の人数枠の制限はありません。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 建設分野 ｜ 第4 建設特定技能受入計画の認定 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004550.pdf
2-4	建設分野の固有要件とはどのようなものですか。	建設分野において求められる主な固有要件は以下のとおりです。 （特定技能外国人） ・建設キャリアアップシステムに登録すること ・2 号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長や職長）としての実務経験があること （特定技能所属機関） ・建設キャリアアップシステムに登録すること ・建設業法第 3 条の許可を受けていること ・一般社団法人建設技能人材機構（JAC）に所属すること（JAC の正会員である建設業者団体に所属している間接的な形態でもよい） ・特定技能外国人に対し、月給制、かつ技能実習 2 号を上回ること等の要件を満たした額面を支払うこと より詳細な内容を知りたい方は、出入国管理庁の HP に掲載された特定の分野に係る要領別冊（建設分野）をご確認ください。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 建設分野 ｜ 第4 建設特定技能受入計画の認定 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004550.pdf 一般社団法人建設技能人材機構（JAC） https://jac-skill.or.jp/ JAC による特定技能受入支援サービス https://jac-skill.or.jp/news/information/hiring-support-service-for-ssw.php
NEW 2-5	技能実習 2 号を良好に修了している場合、特定技能に必要な試験（技能試験・日本語試験）が免除されると聞きました。免除されるのはどのような場合ですか。	（日本語試験） 技能実習を 2 年 10 ヶ月以上良好に修了していれば、各分野共通の日本語試験は免除されます。この場合、特定技能で従事する業務と技能実習の職種・作業の関連性は必要ありません。 （技能試験） 技能実習を 2 年 10 ヶ月以上良好に修了し、かつ、以下の①～③に当てはまる場合、各分野共通の日本語試験に加えて、技能試験も免除されます。 ・必須 ① 特定技能で従事しようとする業務が技能実習で修得した技能と関連があること ・②～③のいずれか ② 技能検定3級／技能実習評価試験専門級の実技試験に合格した合格証を有していること ③ 実習実施者から「評価調書」を得ていること（旧制度の技能実習で未受検の場合も同様。なお、技能実習時の実習実施者と特定技能の所属機関が同一であり、かつ過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合、評価調書の提出も免除される） なお、介護分野には各分野共通の日本語試験に加え、固有の日本語試験があります。詳細は介護分野の運用要領をご確認ください。 また、**2027 年 4 月 1 日以降は**、「技能実習法施行以前（2017 年 11 月 1 日）の在留資格「技能実習」を良好に修了した方が在留資格「特定技能1号」へ移行する場合」や「2010 年 7 月 1 日の在留資格「技能実習」の創設以前の在留資格「特定活動（技能実習）」を良好に修了した方が、在留資格「特定技能1号」へ移行する場合」においては、技能実習を良好に修了している場合であっても、特定技能の技能試験及び日本語試験の両方に合格していることが必要となります。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅰ 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第4章 特定技能外国人に関する基準 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html 出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅲ 特定の分野に係る要領別冊 介護分野 ｜ 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004529.pdf 技能実習法施行以前の「技能実習」等を修了した者が「特定技能1号」に移行しようとする場合の取扱いについて https://www.moj.go.jp/isa/10_00262.html

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-6	評価調書とはどういうものですか。	評価調書は、特定技能に移行したい元技能実習生が「技能実習２号を良好に修了した技能実習生である」ことを証明する資料です。 技能検定３級（もしくは技能実習評価試験専門級）実技試験の合格記録がなく、技能実習時とは異なる事業所で雇用される場合、評価調書の提出が必要となります。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能関係の申請・届出様式一覧 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00020.html
2-7	特定技能外国人のための生活マニュアルはありますか。	JITCO では、日本で生活する外国人向けに、自治体での手続、交通機関・医療機関の利用方法、公的年金等について、母国語で説明した教材（有料）を用意しています。 また、出入国在留管理庁より生活・就労ガイドブックが公開されています。	JITCO｜ 日本の生活案内（新訂版） https://onlineshop.jitco.or.jp/shopdetail/000000000233/ct39/page1/recommend/ 出入国在留管理庁 ｜ 生活・就労ガイドブック（各言語版） https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html
2-8	母国語で相談できるところはありますか。	（FRESC） 特定技能外国人を含む外国人が仕事や日常生活等に関して母国語で相談したい場合は、FRESC（外国人在留支援センター）の総合窓口で日本語、英語、中国語による相談に対応しています。対面相談の他、オンライン（予約制）による相談を受け付けています。 （CLAIR） 日本に住んでいる外国人が生活上の問題で相談したい場合は、各地域に地域国際化協会の多言語相談窓口があります。対応可能な言語等については、相談窓口一覧表をご確認ください。	出入国在留管理庁 ｜ FRESC（外国人在留支援センター） https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html 一般財団法人自治体国際化協会 ｜ CLAIR（地域国際化協会多言語相談窓口） http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html
2-9	「特定技能1号」へ移行する予定がある場合の「特定活動（6月・就労可）」について教えてください。	特定技能への移行準備が整っていない方で一定の要件を満たす場合には、「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更が可能です。 なお、「特定活動（6 月・就労可）」の在留期間の更新は1回限りとなっています。 JITCO では、当該在留資格の入管への点検及び取り次ぎも対応しております。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能関係の特定活動（「特定技能１号」への移行を希望する場合） https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html JITCO の点検・取り次ぎサービス https://www.jitco.or.jp/ja/service/service.html#section_1
NEW 2-10	特定技能外国人が退職する場合、特定技能所属機関や外国人本人、登録支援機関が提出する届出はどのようなものですか。	○退職理由により、提出する届出は異なります。なお、退職理由にかかわらず、社会保険、雇用保険、住民税等の届出は、一般の労働者の退職と同様に行います。脱退一時金を請求する場合における届出も以下を参照ください。 （雇用契約期間途中での特定技能外国人の自己都合による退職または雇用契約の期間満了による退職） ・特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式 3-1-2 号） （特定技能外国人の自己都合**以外**による雇用契約期間途中での退職の場合） 1. 特定技能雇用契約に係る届出書（参考様式 3-1-2 号） 2. 受入れ困難に係る届出書（参考様式 3-4 号） 3. 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式 5-11 号） 4. 以下①・②の場合は以下の書類も必要 ①1 ヶ月以上の活動未実施の場合 →1 ヶ月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式 5-14 号） ②行方不明の場合 →行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式 5-15 号） （雇用契約期間終了後、後日出国する等の理由により、支援委託契約の終了又は締結に係わる届出書（参考様 3-3-2号）が必要になる場合があります。） ○特定技能外国人本人は、契約機関に関する届出（参考様式1の4）の提出が必要な場合があります（求職活動等、すぐに転職しない場合等）。この届出は、所属機関が本人に代わって行う事も可能です。 ○登録支援機関は、いずれの場合においても、提出する届出書はありません。 ○届出のタイミング、書類の記載例等の詳細は出入国在留管理庁の HP や JITCO 教材の「記載例集」にてご確認ください。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能所属機関（受入れ企業・事業主の方）による随時届出提出資料一覧表 （雇用契約・受入れ困難） https://www.moj.go.jp/isa/content/001361526.pdf 出入国在留管理庁｜ 特定技能制度に係る随時届出・随時報告に関するQ＆A https://www.moj.go.jp/isa/content/001386304.pdf JITCO の記載例集は、JITCO 教材オンラインショップで販売しています。 https://onlineshop.jitco.or.jp/shopbrand/ct34/
2-11	特定技能外国人の賃金を変更する場合の届出はどのようなものですか。	雇用条件に係る「賃金」の変更について届出を行うに際し、基本賃金の増額等、特定技能外国人にとって利益となる内容へと変更となった場合の届出は不要です。 特定技能外国人にとって不利益となる、基本賃金や賞与を減額したり、昇給を無しにしたりする場合等については、届出が必要になります。	出入国在留管理庁 ｜ 届出手続き 特定技能雇用契約の変更届出が不要となる場合の取扱いについて https://www.moj.go.jp/isa/content/001401874.pdf
2-12	フルタイムの定義について教えてください。	勤務先の企業が定めている正社員の労働時間と同じ時間・日数で働く人を指します。 特定技能制度におけるフルタイムとは、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上で、かつ、週労働時間が30時間以上であることを指します。	出入国在留管理庁 ｜ 特定技能運用要領・各種様式等 Ⅰ 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第５章 特定技能所属機関に関する基準等 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html
2-13	建設現場入場のための届出書の対象は誰ですか。	「一号特定技能外国人建設現場入場届出書」の活用は在留資格「特定技能」で建設業務に従事する建設分野の特定技能外国人が現場に入場される場合のみです。 「一号特定技能外国人現場入場届出書」については、右記をご確認ください。その他の在留資格（「技能実習」「定住者」など）の方については、届出書の対象ではありません。	国土交通省 ｜ 概要、関係資料等【特定技能制度（建設分野）】 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-14	特定技能の訪問介護の要件について教えてください。	特定技能外国人に対する要件 1. 介護職員初任者研修課程等を修了していること 2. 介護事業所等での実務経験が１年以上あること 受入事業所が遵守すべき要件 1. 特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと 2. 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと 3. 特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること 4. ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること 5. 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと 6. 受入事業所において、特定技能外国人が利用者の居宅を訪問する場合があることなどについて、利用者やその家族に対して事前に丁寧な説明を行うこと（書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面への署名を求めること） ＊受入事業所が特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる場合は、あらかじめ特定技能協議会から上記の要件に適合していることを確認した上で、遵守事項等の適合の有無の判断を受ける必要があります。	外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－介護分野の基準について－」 https://www.mhlw.go.jp/content/001478721.pdf 介護分野における特定技能協議会（公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）） https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=81